

様式第三（第3条第3項関係）

特定研究成果活用支援事業計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

平成26年10月31日

2. 認定特定研究成果活用支援事業者の名称

東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社

発起人 国立大学法人東北大学（学長 里見 進）

3. 認定特定研究成果活用支援事業計画に係る特定研究成果活用支援事業の内容

(1) 特定研究成果活用支援事業を実施する者に関する事項

名称	東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社
所在地	宮城県仙台市青葉区片平二丁目一番一号
代表者	八浪 哲二
出資者	国立大学法人東北大学（議決権割合 100%）
役職員の構成	取締役4名（うち東北大学役職員以外の社外取締役2名）、支援・投資委員会5名（東北大学役職員を含まず、社外取締役1名及び社外委員2名を含む）
組織図	添付資料のとおり

(2) 特定研究成果活用支援事業の内容

①特定研究成果活用支援事業の概要

本事業では、東北大学が持つコア技術（学内及び企業が有する周辺技術も含む。）に対して、関連技術情報サポートすると共に、資金供給やビジネスノウハウを含むその他の事業化支援を実施する。これにより、資金供給だけでなく、民間だけでは実現困難な技術的ハンズオン支援が可能となり、東北大学の研究成果の実用化を促進する。

支援先は、東北大学の技術に関する研究成果を活用したベンチャー企業、並びに東北大学の技術に関する研究成果の事業化を図る共同研究企業とのジョイントベンチャー企業（カーブアウトベンチャーも含む）とする。

②特定研究成果活用支援事業の詳細

支援対象となる事業者に対して実施する予定の助言、資金供給その他の支援の内容は以下のとおりである。

【助言・支援】

(ア) 起業時のシードステージ、起業後のアーリーステージに注力したハンズオン支援を実施し、起業家や研究者とともに、高い経済的価値を生み出す事業を共同で創出。そのために、先端技術の事業化経験が豊富で、国内外の事業会社あるいはベンチャーキャピタルでの事業開発や新規事業への投資を手掛けてきた経験者、シリコンバレー在住で多くのベンチャー企業に参画し、事業開発経験豊富な経験者などを実務者とし、知的財産戦略、新事業経営・開発チームビルディング、ビジネスモデル・プランへの助言、マーケット調査等を実施するために適宜、必要な要員を確保する。

(イ) 投資先に対しては、以下のハンズオン支援を継続的に実施

投資先の経営支援策として、経営や事業計画の策定支援等、自らも企業価値の向上に向け積極的に協力するハンズオン支援を行う。

- ・ 事業化の支援として、金融機関など LP 出資者、個人あるいは大学のネットワーク等を活用した顧客紹介・営業活動支援、契約支援、等に加え、東北大学や共同研究先企業等が保有する技術を組み合わせることで、創造的な展開や、技術シーズの競争優位性の強化を図る。
- ・ 経営管理体制の確立支援として、各種社内規定や社内文書の整備、会計マニュアル作成や営業管理ツールの整備等を支援する。
- ・ 東北大学ベンチャーパートナーズの連携・提携先を活用した、支援先企業に対する経営、業務、営業等に関する助言・指導を実施。
- ・ 必要に応じて、経営体制の再構築や人員強化、あるいは整理等に関する助言・指導を実施する。
- ・ EXIT（投資の出口）支援策として、EXIT 戦略の策定、提携及び EXIT 先の探索、株式公開や M&A に向けた助言・指導を実施。

【資金供給】

本事業では、東北大学が持つコア技術に対して、資金供給を実施する。さらに、有望な投資先企業に対しては、将来目標に沿って、事業計画を時系列で見直し、マイルストーンを明確化し、その達成状況に応じて次の投資を行う、マイルストーン投資の手法で成長資金を供給する手法も考慮する。

③対象事業者の基準

東北大学における研究成果を活用して新たな需要や市場といった社会的価値の創出を果たすために、次に掲げる要件を満たすものであること。

(ア) 社会の安寧と福祉、世界平和、人類と自然環境の調和に貢献し、現実社会の要請に応えうる新産業創出に資するものであること。

(イ) 東北大学が特に優れたポテンシャルを有する、材料、通信／エレクトロニクス、

デバイス、医療機材、医薬等の幅広い研究分野をはじめとして、今後成長が見込まれる分野での東北大学における技術に関する研究成果の活用と東北大学の学術研究の進展に資するもの、さらには我が国の学術研究の更なる発展に寄与するものであること。

- (ウ) 支援決定を行ってから原則3年～7年程度で研究成果活用事業の成功が見込まれ、その後当社の運営するファンドの存続期間内に、当社が保有する対象事業者の株式等の処分その他による資金の回収が可能となる蓋然性が高いと見込まれるものであること。
- (エ) 対象事業者に対して、当社と協調して民間事業者等からの出融資による資金供給が行われること等により、対象事業者の行う研究成果の事業化に資する民間事業者等とのコラボレーションが見込まれ、結果として、特定研究成果活用支援事業全体について、当社と協調して民間事業者等からの出融資による資金供給が行われるものであること。

④支援内容の基準

特定研究成果活用支援事業が果たすべき使命を十分理解した上で、本事業がしくみとして定着するために、次に掲げる要件を満たすものであること。

- (ア) 類似の民間事業者等の活動を不当に妨げることなく民業補完に徹するとともに、民間事業者等のみでは十分な実施が困難な特定研究成果活用事業に対し、民間事業者等から出融資等の資金供給を可能な限り多く確保しながら、率先して支援を行うものであること。あわせて、中小企業者に対して不当な差別的取り扱いをしないよう留意すること。

なお、他のファンドに出資する場合には、当該ファンドが政策目的を踏まえて適切な投資を行うことを契約等により担保しつつ、適切にフォローアップを行うものであること。

- (イ) 特定研究成果活用支援事業を通じた総収入額が、少なくとも当社の全ての事業期間を通じて必要な総支出額を上回ることを目指して、対象事業者に対する支援は適切な分散投資を図りながら当社の運営するファンドを通じて主として直接行うものであること。また、対象事業者に対する支援計画を十分に検討すると共に、積極的な経営指導を実施することにより、対象事業者の事業の成長と収益性の向上を図るものであること。さらに、対象事業者の事業活動について進捗状況や収益性を適切に評価するものであること。
- (ウ) 本事業をエコシステムとして定着させるために、起業家や起業者を支援できる人材を育成するものであること。また、研究者の自主性や東北大学の自主性を尊重するとともに、東北大学が行う教育や学術研究に支障を来すことのないものであること。

(エ) 個人及び対象事業者に関する情報の適正な取扱いに留意しつつ、情報公開を一般に行うとともに、東北大学や民間事業者等に必要な説明を行うことにより、活動の透明性を確保するものであること。

⑤関係機関との連携

国や大学とも意見交換を円滑に行い、また、民業補完を徹底するためLP出資者や、ならびにシード・アーリーステージを対象とした民間ベンチャーキャピタル等と連携する。

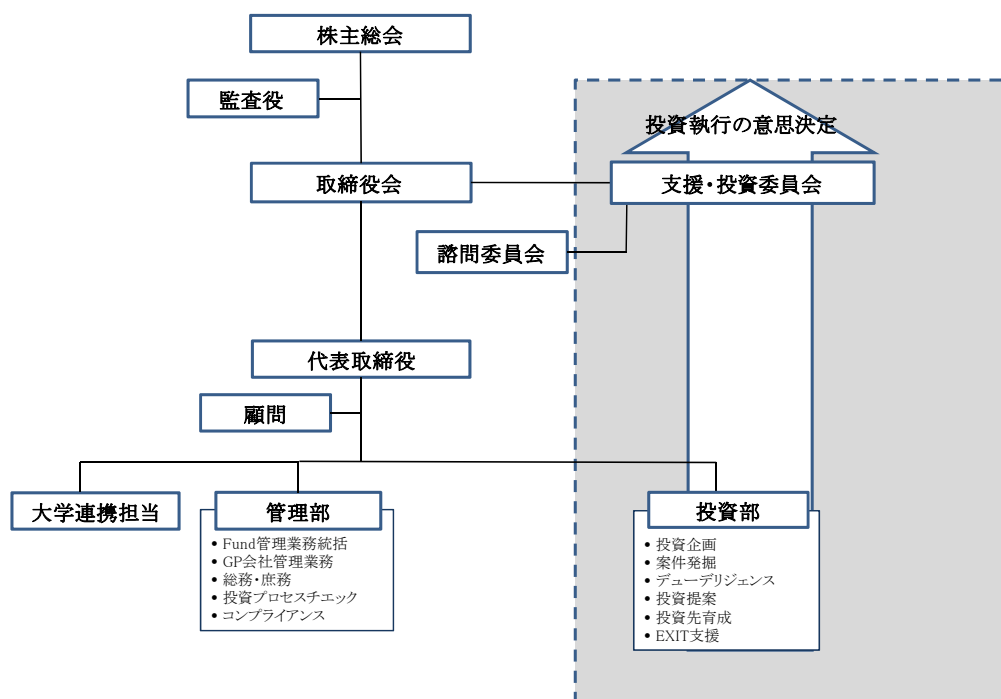
⑥収益目標

東北大学ベンチャーパートナーズが無限責任組合員となる投資事業有限責任組合（ファンド）の収益の目標は、計画の期間における支援を通じて、当該ファンドが保有する株式等の処分等を行うことにより得られる総収入額が当該ファンドに対する各組合員の総支出額を上回るように努めることとする。

4. 認定特定研究成果活用支援事業の開始時期

法人設立の日の翌日から（但し、資金供給等については、今後予定している投資事業有限責任組合組成の日の翌日から。）。

組織図



- 東北大学ベンチャーパートナーズは、株主総会、取締役会の下に代表取締役社長を置き、傘下に、投資部、管理部を置く。
- 投資決定は、投資、新規事業創出等に知見を持つ学外者からなる支援・投資委員会を経て行う。これら投資対象となる案件の探索、投資検討・立案、ハンズオン支援・モニタリングは投資部が担当する。
- 管理部ではファンド管理・間接部門全般・コンプライアンスならびに投資先の横断的モニタリングを行う。
- 大学との効果的な連携をとるために、東北大学との連携窓口を設置する。
- 東北大学の幅広い技術分野の投資に対応するため、アドバイザーとして大学やシード段階からの幅広い技術分野の投資経験を有する民間企業等との連携、支援投資先のビジネスデベロップメントを支援するため、民間企業等と連携する。
- 投資事業有限責任組合の無限責任組合員を務める場合には、投資に関する利益相反について諮問するため、当該投資事業有限責任組合の諮問委員会を設置する。構成員は東北

大学ベンチャーパートナーズから1名、LP出資者から各1名とする。

- ・役職員の業績評価の基準、報酬の水準は以下のとおり。

役職員の業績評価の基準 組織業績及び個人業績の観点から実施する。組織業績については、投資採算のみでなく、中長期的な経営戦略・事業の創出や大学への貢献等の基準からも評価を行う。個人業績については、各役職において期待される行動の発揮度合いや、年間の個人目標に対する成果に応じて評価する。

役職員の報酬の水準 役職員の報酬の体系としては、固定年俸、業績連動賞与及びインセンティブ・ボーナスの3種類を想定。

固定年俸のモデルとしては固定額の月次支給とし、役職員の長期的な能力伸長の観点から、業績評価結果を勘案して年1回の昇降給を実施。業績連動賞与は、業績評価結果を勘案して支給額を決定し、半年または1年に一度支給。

インセンティブ・ボーナスは成功報酬の一部を原資とする賞与であり、将来のキャピタル・ゲインの最大化に向け、支援を担当する役職員の報酬インセンティブとして設定するが、支給額には一定の上限を設ける。